

平成 18 年 2 月 13 日

各 位

住 所	東京都渋谷区桜丘町 26 番 1 号
会 社 名	GMO インターネット株式会社
代 表 者	代表取締役会長兼社長 熊 谷 正 寿 (コード番号 9449 東証第一部)
問い合わせ先	専務取締役管理部門統括・ 安 田 昌 史 グループ経営戦略・ I R 担当
T E L	0 3 - 5 4 5 6 - 2 5 5 5 (代)
U R L	<a href="http://www.gmo.jp">http://www.gmo.jp</a>

GMO インターネット株式会社無担保転換社債型新株予約権付社債  
( 転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付 )  
の繰上償還に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 2 月 13 日開催の取締役会において、オリエント信販株式会社の株式取得資金ならびに短期借入金返済などの運転資金として、平成 17 年 9 月 7 日に発行いたしました GMO インターネット株式会社第 1 回乃至第 3 回無担保転換社債型新株予約権付社債 ( 転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付 ) ( 以下「本新株予約権付社債」という。 ) 額面総金額 310 億円につきまして、本新株予約権付社債の社債要項に基づき、残存する本社債の全てを額面 100 円につき金 100 円にて、繰上償還することを決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

なお、本新株予約権付社債の社債要項の定めにより、平成 18 年 3 月 3 日 ( 金曜日 ) までに繰上償還通知を行い、平成 18 年 3 月 17 日 ( 金曜日 ) 時点での残存額を全額繰上償還する予定です。

この繰上償還以降、本新株予約権付社債の株式への転換は行われませんので、過度の希薄化が進むようなことはありません。また、本新株予約権付社債は発行後、本日 ( 平成 18 年 2 月 13 日 ) までにおいて、株式への転換は一切行われておりません。

記

1 . 繰上償還の理由

本新株予約権付社債には、繰上げ償還が可能な条項が付されておりますので、現在の株価水準の動向および当社の資金の状況などを総合的に勘案し、第 1 回乃至第 3 回新株予約権付社債 ( 額面総金額 310 億円 ) の残存額の全てを繰上償還することといたしました。

2．繰上償還する銘柄

GMO インターネット株式会社第 1 回乃至第 3 回無担保転換社債型新株予約権付社債( 転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付 )

3．繰上償還予定日

平成 18 年 3 月 17 日 ( 金曜日 )

4．繰上償還額

GMO インターネット株式会社第 1 回乃至第 3 回無担保転換社債型新株予約権付社債( 転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付 ) の平成 18 年 3 月 17 日時点での残存額の全額

なお、本新株予約権付社債は発行後、本日 ( 平成 18 年 2 月 13 日 ) までにおいて、株式への転換は一切行われておりません。

5．償還価格

額面 100 円につき金 100 円

6．GMO インターネット株式会社無担保転換社債型新株予約権付社債残高

残存額の全額繰上償還により、残高ありません。

7．繰上償還原資および業績に与える影響

今回の繰上償還原資には、銀行借入による資金調達を計画しており、借入に関する決議をいたしましたら、速やかにお知らせいたします。なお、当該繰上償還により、当社の業績予想に与える影響はありません。

以 上